

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和5年11月15日

時 間：第5回臨時会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前9時40分

出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	山本 育男君
副町長	高野 剛君
副町長	竹原 信也君
教育長	岩崎 秀一君
会計管理者	植杉 昭弘君
総務課長	志賀 智秀君
企画課長	杉本 良君
税務課長	斎藤 一宏君
住民課長	猪狩 力君
福祉課長	飯塚 裕之君
健康づくり課長	黒澤 真也君
生活環境課長	遠藤 博生君
産業振興課長	原田 徳仁君
都市整備課長	大森 研一君
教育総務課長	松本 真樹君
生涯学習課長	坂本 隆広君

郡山支所長	佐	藤	邦	春	君
いわき支所長	猪	狩	直	恵	君
主幹兼都市整備 課長補佐	逸	見	信	之	君
企画課課長補佐	畠	山	信	也	君

職務のための出席者

参議会事務局事務 事務局長	小	林	元	一
議会事務局主任 兼庶務係長	杉	本	亜	季
議会事務局事務 庶務係主任	高	橋	優	斗

付議事件

1. 帰還困難区域の再生に向けた取組について
2. その他

開 会 (午前 9時40分)

○議長 (高橋 実君) では、ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

なお、本日の会議は、本案件の性質上、非公開の取扱いといたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。あと、手元に渡されている資料は後で全て回収するので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は10名あります。説明のための出席者は、町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長 (山本育男君) 議員の皆様には、臨時会に引き続き全員協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日の全員協議会では、町が作成作業を進めております富岡町特定帰還居住区域復興再生計画について、現時点における区域案の国との事前協議状況を中心にご説明いたします。小良ヶ浜地区、深谷地区の住民の皆様の帰還、居住の開始に向けた取組につきましては、内閣府と合同で実施した地域の皆様への帰還意向調査の結果に基づき、特定帰還居住区域制度に照らし合わせて、国と事前協議を行いながら、区域設定をはじめとする富岡町特定帰還居住区域復興再生計画の作成作業を進めております。計画の作成作業に当たりましては、帰還を希望される方々の安全、安心の確保を図ることを基本的な考え方として、帰還意向のある方のご自宅周辺のみならず、両地区の集落内について、生活圏として少しでも広い範囲で、かつ面的な区域設定となるよう国と交渉を重ねてまいりました。これまでの国との事前協議におきましては、町が目標とする町内全域の避難指示解除に向けた区域設定には至っておりませんが、今後の課題も含め、現時点での国との協議進捗状況をお示しし、議員各位のご意見をいただきたくお願いする次第であります。町といたしましては、両地区の皆様との意見交換会などで大変多くの方々から帰還に対する切なる声をお聞きしておりますので、来年度のなるべく早い時期から除染に着手できるよう、今後の国との調整を進めてまいります。

なお、さきの全員協議会において解除日時の一任をいただきました。両地区内の点・線拠点の避難指示解除につきましては、去る11月6日に令和5年11月30日午前9時とすることを提案し、原子力災害現地対策本部の岩田本部長、福島県の鈴木副知事から同意をいただきました。その後、私からフォローアップ除染による徹底した放射線量の低減とともに、地域住民の安全、安心の確保など、町内全域の早期の避難指示解除に向けたさらなる支援と協力を改めてお願いしたことを申し添えておきます。

本日は、富岡町特定帰還居住区域復興再生計画における区域案について、議員各位の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 (高橋 実君) ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、帰還困難区域の再生に向けた取組についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 着座にて説明させていただきます。

それでは、冒頭町長の挨拶でもございましたが、まずは特定復興再生拠点区域の残された点・線拠点の避難指示の解除につきましてでございます。今ほどもありましたが、11月30日の午前9時に解除することで3者合意となってございます。改めまして感謝申し上げます。なお、解除日には午前8時30分から新夜ノ森スクリーニング場におきまして、地域防犯防火活動出動式を予定してございます。議長、副議長にもご臨席賜りますよう、後日改めましてご案内させていただきます。従前より富岡町消防団をはじめといたします各機関による防犯、防火活動は行われておりますが、線拠点の解除後は町民ではない方々の自由な通行が可能となることから、監視所の設置など一層の防犯、防火活動を強化し、対策を講じてまいります。

それでは、資料に基づきまして、現在作業中の富岡町特定帰還居住区域復興再生計画に関するこれまでの動きについて説明させていただきます。国は、令和3年8月に特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の対応について、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別、丁寧に把握し、帰還に必要な箇所の除染を進めるという政府方針を決定しております。これを受けて、帰還意向のある町民を把握するために、内閣府は町との連名で令和4年12月に小良ヶ浜地区、深谷地区内の240世帯に対し、帰還意向調査を行っております。町は、この調査結果を共有し、帰還を希望されている88世帯の皆様の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲を特定帰還居住区域として地図上に落とし込む作業などを行ってまいりました。また、この作業と並行いたしまして、令和4年6月から令和5年8月までの間に両行政区の皆様を対象といたしました意見交換会を富岡、いわき、郡山の3会場でいずれも3回ずつ開催し、延べ245人の方々に参加いただいております。各回とも国から制度の説明を受けた後に、住民の皆様から貴重なご意見をいただいております。町といたしましても、制度上可能な限り反映させるべく作業を進めてまいりましたところでございます。

本日は、現時点での範囲案を提示させていただきました。9月の全員協議会におきまして、国への計画申請を年内を目指すと私申し上げましたが、一人でも多くの方々の意見を反映させるべく調査の回答期限を延長することもありまして、若干の遅れが生じておりますが、年明けには申請をし、承認を得た後、新年度には速やかに除染作業に着手していただけるよう国に対し強く求めてまいります。

範囲図の説明につきましては、課長補佐が行います。本日の資料のうちA3横の範囲図につきましては、申し訳ございませんが、当会終了時に回収とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 企画課長補佐。

説明する前に、この図面配ってあるやつで修正しなければならないところあるのだったらば、先に言って、それから本題に入って。なかつたら本題に入って構わない。

○企画課課長補佐（畠山信也君） 現時点でお示しできる区域図となってございますので、今の時点での修正はございません。

説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。資料につきましては、全員協議会資料1の1と1の2となります。先に1の2、A4青紙、こちらを御覧いただきたいと思います。上段、背景、必要性の2つ目の項目、帰還困難区域のうち、拠点区域外の対応についての3つ目の白丸にありますとおり、令和3年8月に2020年代をかけて、拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別、丁寧に把握し、帰還に必要な箇所の除染を進めるという政府方針が決定され、これを実施するため、下段、改正法の概要に記載のとおり、市町村長が拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び帰還後の生活再建を目指す特定帰還居住区域制度が創設されました。改めととなりますけれども、特定帰還居住区域制度は、点線囲み、（区域のイメージ）の中にありますとおり、帰還住民の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲で設定する制度であり、要件は①から④のとおりでございまして、市町村長が区域の設定範囲や公共施設の整備等を含む特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定、認定を受けた計画に基づきまして、国費負担による除染等の実施や道路等のインフラ整備を行うこととなります。

続きまして、資料1の1、A3横の図面を御覧ください。ピンクで着色されている部分がこれまでの国との事前協議を踏まえました現時点での区域の範囲となります。先ほど課長からもありましたけれども、昨年12月に内閣府と合同で実施しました第1回帰還意向調査において、両地区の合計88世帯の方々が帰還意向ありとお答えされておりますので、町はその1軒1軒を地図上に落とし込むとともに、皆様1軒1軒の生活圏の範囲などを独自に図面化する作業を進めてまいりました。また、この間、帰還意向調査の未提出の方に対しまして文書でのご提出をお願いしながら、直接の接触が可能な方々には電話連絡など、帰還意向のご提出をお願いするなど、少しでも区域範囲が広くなるように努めてまいりました。これまで町は特定帰還居住区域制度に合致する理屈を国に訴えながら、小良ヶ浜地区、それから深谷地区の集落の全域を面的に区域設定とし、帰還する方の生活圏を踏まえてより広くなるよう国との事前協議を重ねてきておりますが、制度そのものがもともと住んでいた方が帰還して居住するところを区域とするものであるため、事業所のみとなっている箇所や帰還意向のある方がいない箇所については区域に入れ込むことがなかなか困難な状況ではございます。また、例えばですけれども、図面中央やや上の小良ヶ浜の文字がある部分、こちらは山林を中心とする箇所でございまして、帰還する方の生活圏ではないとの国の制度の立てつけによりまして、区域に入れることが困難な状況になってございます。今回議会の皆様にお示しをしております区域設定案につきましては、帰還意向のある方の生活圏の範囲を国と何度も事前協議したことにより何とか、今までの範囲ではございますけれども、ある程度は面的に取ることができるものと捉えており、区域案としてお示ししているピンク着色部分の面積は、概算ではございますが、約220ヘクタール弱となってございます。しかしながら、これで十分とは思っておりませんので、本日議員の皆様からいただくご意見も踏まえ

て、引き続き国との協議を行ってまいります。また、例えば県道整備事業など、まだ区域として入れ込めていない箇所もございますので、町が主体となって国、県との調整を進めてまいりたいと思ってございます。

なお、特定帰還居住区域復興再生計画の計画書そのものにつきましても、今後全員協議会においてお示しをいたし、ご意見をいただく予定であることを申し添えます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。この図面を見させていただいて、思ったより面的な区域になったのかなと思っております。今回面的にほぼほぼ住んでいる方のところは解除されるのかなとは思うのですけれども、それでもこの区域に入っていない方たちというのはいらっしゃるのか、何世帯ほどこの区域に入っていない方がいらっしゃるのか、もしいれば教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） ある程度面的に取っていると感じているということで、ありがとうございます。ご質問いただきました区域に入っていない世帯につきましては、今回お示ししたものでほぼほぼ100%の方、世帯が入っているとは認識してございますが、例えばもともと住んでいた方が亡くなってしまって、相続等々の問題があるところなどなども若干、数軒程度残っているところがございます。ある程度100%に近い数字で入っているというところでご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。ほぼほぼ100%ということで、あと基本的に区域に指定されていないところは相続関係であったり、そういった何かがあるということで理解させていただきました。その中で、もしそういった相続関係とか問題を解決できて、やっぱりここを除染していただきたいななんて後ほど出てきた場合、追加でその区域が指定されるのか、この区域が終わるまで待たなければいけないのか、そういったところを分かれば教えてください。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） 計画、この制度そのものが2020年代をかけてという広い期間でということになってございますので、隨時ちょくちょくと設定することはできないのですけれども、例えばですけれども、年に1回とか、そういったタイミングで帰還意向調査をしながら追加していくことは可能という制度になってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。ここからあふれてしまった方についても、すぐに対

応ということはかなわなくても、変更、追加できるということで安心しました。この制度で進めていただいた上でなのですけれども、まだやっぱり山林とか事業所のところが入っていない部分というのはございますので、この特定帰還居住区域、こちらの除染がまず最優先だと思いますので、こちらを早急に進めていただいて、それ以外の山林でありましても、事業所につきましても、それぞれに町民の方であったり、土地の所有者がいらっしゃいますので、最終的には国と協議していただいて、資産運用を考えいかなければいけないと思いますので、今後の話になるかと思いますけれども、区域が設定されましたら、将来に向けて資産運用、資産の確保、資産の保護、そういう観点からも特定帰還居住区域以外のところについても国と協議をしていただいて、除染していただけるように早めに話を聞いていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） ありがとうございます。今議員がおっしゃったようなことを、町としても国に同じようなことをぶつけてございます。ただ、今の段階では、今の制度ではこのピンクにならざるを得ないというところはご理解いただければと思います。国では、帰還意向のない方の土地や建物の取扱いについて、残された課題という言い方で引き続き検討していくとしておりますので、その検討状況を隨時国に問うていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。この1の1の写真の中で、北に道路が出ているのですが、今解除された区域、また点と線で解除される区域においても、道路の周辺、また立ち木についてのこれから対応というのは、まだ最初の案ですから、どうこう言わないのですが、もちろん今でもフォローアップしてほしいとか、また線量の確認をしてほしいとかという場合もあるので、今回道路が長い距離があるので、ましてこの周辺は森林が多いので、その点対応を強く言つていただけますでしょうか、除染に対して。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。今の復興再生拠点区域の線拠点と同じように、外縁の除染につきましてもきっちりとやっていただけるように町としても要望してまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 2番議員と同じように、思ったより面的な除染ができるということで、私も期待しておりますが、一部うちの近辺にピンクの中に青塗りで残っている部分、こういうところも協議していただいて埋められればいいのか、多分森林だと思うのですが、森林であってもピンク塗りの中に入っていると、どうしても線量の問題が出てくるのかなと思いますので、その辺協議できれば

協議していただきたいと。

あと、どうしても小良ヶ浜地区は森林が多いがために森林の部分はできないということで、ただ森林の部分できなくとも、山の中の林道とか、そういう部分も道路除染するようになっていますから、利便性は取れるのかなと思うのですが、ここで固有名詞出しますけれども、太平洋ブリーディング、この辺の事務所のところ、ここに2棟、3棟多分あると思うのです。この辺も入れられれば大分いいのかなと思いますので、その辺もご検討まだできるのであればしてください。

あと、深谷の処理場のところにこれ一部黒いところ残っていますよね。この辺はどうして抜けてしまったのか教えてください。

あと、飛び地になっている部分の新夜ノ森に2か所ありますね、これ。1か所は墓地近辺かなと思うのですが、あと1か所は末永スタンドの前辺の今回解体除染を行った場所かなと思うのですが、ここはいいと思うのですが、こっち側どこまで含むか教えてください。新夜ノ森の字書きの上のピンクの飛び地です。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） この設定の考え方、国から言われていることでもあるのですけれども、帰還意向のある方の生活圏の範囲を区域と設定しますというところですので、全てまとめてお答えになってしまふかもしれませんけれども、おっしゃったようなところには帰還意向のある方が今の時点で確認できる方がいらっしゃらなかつたために、町としても埋めることができなかつたとご理解いただければと思います。

また、ありました太平洋ブリーディングそのものにつきましては事業所というところで、今回は自宅に帰還する方が対象となるというところで、国の制度の立てつけ上入れることができなかつた、周りにある2棟についても、帰還意向が確認できないために今回ピンクに染めることができなかつたとご理解をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番。

○9番（渡辺三男君） 新夜ノ森の上の飛び地。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） こちらの点でよろしいですか。こちらピンクで塗られている箇所、こちらにつきましては、営農再開をしたいという強い思いを受けまして、町として国と協議を重ねて、ここは何とか今回区域に入れることを勝ち取つたというところになります。その周辺につきましても、同じようなご説明になってしまふけれども、帰還する方の生活圏の範囲として国が認めてくれなかつたために今回は塗れなかつたというところでご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 説明理解しました。帰還意向がなかつたということで制度に乗れないということで、非常に残念なのですが、帰還するよとだけ言ってくれれば多分載せられたのかなと思うので

ですが、その辺は今後の課題として、意向を確認しながら、1年がかりでも2年がかりでもやれるようになればありがたいと思います。

あと、今の飛び地の部分ですが、営農再開したいということで、営農再開する部分、これ全域入ったのだと私は思うのですが、その点と、あとは小良ヶ浜の旧墓地周りは今除染していますけれども、線量がかなり高いのかなと思いますので、今後フォローアップとか、そういうものを強く町から要望していくかないと、環境省は本格除染をやると、あと次はなかなか聞いてくれないような状況になっていますので、その辺は強く面的な除染と同じく進んでいってもらうように強い要望をお願いします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） まず、1点目、こちらの新夜ノ森の上のところにつきましては、営農再開の意向のある方のところについては全て入っておりまます。

2点目につきましても、フォローアップをしっかりとやるということで、町からも改めて環境省に申入れをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） 少し補足をさせていただければと思います。

新夜ノ森の部分については、これまで意見交換会の場で非常に強く求められていたということもありますし、様々理屈をつけまして国と調整に当たってきたというところであります。正直なところを申し上げますと、この特定帰還居住区域制度におきまして、農地が直接入ってこないという制度になっておりまして、国の基本方針の中では、帰還する住民の営農の再開に向けては、市町村において農業水利施設の整備やその維持管理の在り方について確認する必要があることから、こうした営農再開に向けて必要となる諸条件も踏まえつつ区域の設定を行うことが適当であるという条件付ということもされておりますが、この新夜ノ森の北の部分につきましては、解除済み地域との連絡性といいますか、近接性というものですとか、あと仮置場としての線量低減の状況、あと線・点拠点としての解除部分に非常に近いという様々な理屈を複合的に組み合わせまして、ある意味特例的にと言ったらあれなのですけれども、取ってまいりましたというものであります。なかなかこれと同じように農地が取れていませんというところはあります、こちらについては地域の事情を国でもある程度理解していただいて、認めていただいたものと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 副町長の説明よく分かりました。町長を筆頭に執行部の頑張りを評価させていただきます。そういう中で、富岡町は全域除染を当初からうたって、今も取り下げたわけではありませんから、やはり森林であっても何であっても個人の貴重な財産ですので、声高く全域除染を最後まで成し遂げていただけるような努力をお願いいたします。今回、大体全面的に農地は除染してもらえるようになっているのかなと。一部抜けている部分ありますけれども。これだけ勝ち取れるとは私

も思っていませんでしたので、ぜひ今後とも努力方よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 範囲に関しては今たくさんあったので、それ以外のところで聞きたいのですけれども、このピンクで線のように入っているのは多分林道だったり町道だったり、道路だと思うのですけれども、今までと同じように、道路からの際除染というのは、5メートルなのか20メートルなのか、いろいろあるのですけれども、道路をこういうふうに解除していくということは、当然そこを人が通るようになるので、その辺に関しては、きっと山林であっても際のところは両側はやってもらえるということでいいのでしょうか。そのときに、今回解除する道路の際であっても抜けているところがあるので、そういうところも距離に入ってくれれば、きっと先行して除染なり解体なり、そういうのが進んでいく方向になっていくのか確認お願ひします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 私どもも今までやってきた除染と今回の地区の除染、変わるものはないと思ってございます。したがいまして、今まで、直近で言いますと今度解除を迎える線拠点と同じように、道路の両側除染していただけると我々は思っておりますので、今後もそうして進めてまいります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そのときにやはりこちらの部分はこの富岡の中ではもともとの線量が比較的高かったところなので、例えば道路の両側の落ち葉を拾う、上に落ちていた葉っぱを拾うとか、それだけでは確実に落ちない。今回線拠点の道路のところで、フォローアップという形でプラス、プラスでいろいろやっていたのですけれども、最初の段階でそういうところはある程度土を取ったりとか、そういうところもやってもらえるような交渉になっていくのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、我々も今までの知見を現場にどんどん反映させて、短い時間で効率的な除染を実施してほしいということを国に対し申し上げてまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 資料1の1、山林は基本的に国の立てつけ上除染しないというのは分かるのですが、資料のまづ小浜って書いてあるところの上、今回のいわゆる区域に入っていますが、色を塗っていないところ、これは山林だと思うのです。その向かって斜め上、これ何か構造物か宅地みた

いに見えるのですが、こここの部分と、あとそこから真っすぐ斜め上に上がったインフラというか、道路が真っすぐになっている部分が、半分これ今回の区域、ピンク塗りになっていますが、ここはどういった理由で外れているのか、3か所説明をお願いします。そそうそう、斜めにこう。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） ごめんなさい。繰り返しになってしまいますが、国の制度の立てつけ上、帰還する方の生活圏の範囲というところで、この辺りについては帰還意向のある方が確認できなかったために色が塗られていないというところでございます。一方で、小浜という文字があるところについては、既に帰還されている方も近くにいらっしゃるということで、帰還されている方の安全、安心の確保の観点からもここを区域に入れてくれということを再三国に申し入れているところでございますが、先ほど申し上げたような国の制度の立てつけ上、入れることができない状況となつてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 小浜の上ではなくて、では2番目、これ帰還意思のない宅地という理解でいいのですか。それとあと、その右の上の真っすぐの道路のところ、ここにもやっぱり帰還意思のない住民がいるということですか。こことここ。

○議長（高橋 実君） 暫時休議するから、出てきて説明して。

休 議 (午前10時15分)

再 開 (午前10時16分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 休議の中で説明していただいたことで理解しました。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 先ほどの説明で大体220ヘクタール弱という話ありました。小良ヶ浜と深谷、全部足したら何ヘクタールありますか。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） いわゆる拠点区域外、小良ヶ浜、深谷地区の総面積は約460ヘクタールでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） いろんな議員から思ったよりも面積があると。正直言って、私は反対で思つ

たよりも面積が勝ち取れなかつたなつて思つています。やはり立てつけの問題かなと思うのだけれども、確かに帰還意向のないところとか、あとは生活圏と関係ないところ、逆に言つと生活圏と関係あるのであれば、例えば先ほどは農地が認められたけれども、私は戻つて裏山で原木とか、シイタケ栽培等をやるといつことがあれば、地目が山林だから絶対に駄目だといつ立てつけなのか、その辺を教えてください。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） ご意見ありがとうございます。ごめんなさい。繰り返しになつてしまつますけれども、山林は日常生活を営むところではないでしょうという国からの主張で、今のところはこの状態になつてゐるといつところでご理解をお願いいたします。なお、今の議員からいただいたご意見も踏まえて、引き続き協議はさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 富岡町に先駆けて浪江町もこの計画を国に提出していると思います。やはり浪江町の手法で参考になるところがあつればそこも引用しながら、あちらは津島を持っているので、面積は富岡どころではない山を持っているので、もし勝ち取つてゐるとすれば、どういうふうな手法で勝ち取つたのか、その辺も参考にしてくださいといつうのと、あともう一点は、11月30日午前9時に線と点の解除あります。その解除のときに小良ヶ浜共同墓地はフォローアップで引き続きやるよと。環境省は、自信を持って下げる。いろんな段階を追つて今やつてゐる試験的な問題だといつことなのだけれども、もう間もなくといつうか、そこまで來てゐるので、今現在相当落ちてゐるのかどうか、これは企画課ではなくて生活環境課になるかな、そのフォローアップの状況も説明してください。

○議長（高橋 実君） 先に企画課長補佐、その後生活環境課長。

補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） ごめんなさい、ほかの自治体の計画について詳細は、つかめてはおりませんけれども、これまでの国とのやり取りの中では、ほかの町においても富岡町が言つてゐると同じような指摘を受けてゐるといつう情報はつかんでおります。

なお、ほかの町を参考にせよといつうのはそのとおりでございますので、引き続き協議を重ねていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 11月末までに環境省が行つたと聞いておりました除染の状況でございます。今現在鋭意進めているといつうところで、ほぼ11月末までに完了するといつうことで状況の確認はしております。側溝の除染を行つてゐる部分、こちらについては一部12月に入る部分がありますが、それでも11月末段階では7割から8割までは完了するといつうことで報告を受けております。

なお、線量につきましては、今現在作業中の部分もございますので、そいつたところが完了した上で線量の確認をして、また改めてご報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ

いたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 他町のことはよく分からぬということですけれども、こういったときは特定帰還居住区域を持っている町村が束になることも必要かなと。だから、横の連絡を取りながら、富岡町はこういうふうに思っているのだけれども、そちらの町はどういうふうな悩みあるのだと。1本の矢では厳しいから、3本の矢でいきますかとか、そういうのも作戦のうちかなと思いますので、そういう連携は取ってください。

あとは、除染の件だけれども、側溝の一部は12月までというような話ありましたけれども、あれだけ自信を持って間に合わせると言っていますので、共同墓地は絶対に私たちも譲れないで、何回も何回も念を押して町執行部に一任していますので、このところはきっちり追跡調査しながら、とろとろしているようであれば追い込むようなやり方もやってもらいたい。その2点お願いします。

○議長（高橋 実君） 先に課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） アドバイスありがとうございます。帰還困難区域を抱える町村の協議会などというものもございますので、この中の検討も含めて一致団結して、ほかの町村と連携して国に当たってまいります。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 補佐、7番、安藤議員言ったのは、終わったところ、今から提出しようとしているところの状況を確認しながら、いいところは富岡町に置き換えて考えてくださいということを言っているのだからな。

課長補佐。

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 企画課長からの申入れで休議します。

休 議 (午前10時23分)

再 開 (午前10時25分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、11月末までにという環境省の約束の部分ございますので、町もしっかり確認をしながら、状況を確認をしてしっかり進めるように環境省に強く申し上げてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。今までの答弁の中で大体理解はしたのですけれども、小良ヶ浜、深谷地区の住民の方が、特定帰還居住区域の設定がどこになるのかというのが一番やっぱ

りネックになっていると思うのですけれども、そういった中で今後の情報公開のやり方だとか、あとは決まったときの説明会、あと2番議員からもありましたけれども、要望によっては追加等々もできるということで、そういったところは個別の要望だとか、そういったところを組み入れていただけるのかどうか、そういったところを確認したいのですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） まず、本日議員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、国との協議を今後も予定してございます。また、地域の皆様へのご説明というのも必要と思っておりますので、国との協議を進めながら、地域の皆様への説明の場も設けていきたいと思ってございます。また、追加につきましても、今からいただく意見を国にまたぶつけて、さらに区域案に組み込めば、それで申請をしていきたいと思ってございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。私も思っていた以上に頑張って面的には取れているのかなと思います。その中で、さっき話題になったこういう周りがもう既に解除されている山林はぜひ、この案が通ればピンクに塗られているところは解除になるという認識でいいと思うのですが、今まで解除されたところも森林除染はほぼしないままに解除になっていて、今回これ色がついていない、周りが全部解除になるのに、間のところだけ色が塗られていないということは解除にならないと思うのですけれども、それってどういう対応、バリケードで囲うのかどうか、そんなことを考えたら、ある程度線量の状況を見ながら解除していったほうがいいのかなと思うのですが、その辺りの打合せというか、協議の状況とか、国の対応について聞きたいのですが。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） 今副議長からあったとおりのことを我々も国に何回も申入れを行っております。ごめんなさい。繰り返し申し訳ございません。また、未除染の場所があるところというところは、しっかりと除染をした場所との間に防護措置は、町としては無用な被曝を防ぐ観点からも行うべきだろうというような見解も国には伝えております。ご意見いただいたことを踏まえて、改めてまた国とも協議していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。まさにここを解除しないのであれば、何かしらの防護をしていただかないと今までとは違ってくるので、それはしっかりとやっていただくようにしないとおかしいですよというところも私も思いますので、ぜひその辺り厳しく言って、できれば解除していただいたほうが良いと思いますので、もうちょっと協議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

名前出して悪いのだけれども、5番ない。

一回聞いたとしても、もう一回聞きたいという議員がいるのだったら許します。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 先ほど7番議員質問した中で、除染した範囲は11月末で70%くらいという話出ましたけれども、点と線に関してはそれなりの数字は出てくるのかなと思うのです。外縁はほとんど手つかず状態みたいな状況で解除するような感じになるのです。点と線と外縁、3点セットだったはずなのです。それが外縁というのが抜けてきているのです。道路から20メートル。そういうものを含んで入れてくると、多分11月末では半分以下になるのかなと思うのです。その辺はどうですか。大分自信持ってやれるような話ですけれども。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 外縁の部分につきましても、例えば墓地周辺につきましては、一度20メートルまでの堆積物除去を行った上で、今回試験施工を行った上で剥ぎ取り等を行っているというところで、この状況は町でも確認をしております。その上でどの程度線量下がったかというところは今後環境省からデータが出てくると思っておりますので、その状況も確認しながら、当然下がっているものと思っておりますが、十分な低減が見られないのであれば、町としてももっと下げるようという話はこれからもさせていただく予定でありますし、環境省も11月末までにということでおっしゃっておったところでございますので、ここは先ほども申し上げましたが、しっかりと求めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 外縁に関しては、本線から墓地に入っていく半周する道路に関しては、外縁も多分70%、80%終わっているのかなと思う。ただ、線量の低減はどれだけ低減しているか後で分かるのでしょうかけれども、そのほかに関しては、恐らく外縁に関しては30%くらいしかできていないでしょう。点と線だけ本気になってやって外縁は11月いっぱいに環境省も全然視野に入れていないでしょう。ということは、線の除染を幾らやっても、影響範囲は20メートルありますから、外縁をやらないと何にもならないのかなと思うのです。そういった議論が全く抜けてしまっているというのが、前回の全協でもやりましたが、私はどうも気分的に収まらない部分が出てきているのです。急いでやれということではないですけれども。だから、できないものはできないってきっちと言つてもらえば、みんな理解はするのです。あとは国の方針もあるうと思うし、町も、当然国の言うことも聞かなくてはならない場合もありますから、その辺は私も理解していますので、きっちとできないものはできないって言ってもらわないと理解できなくなってしまうのです。その辺をぜひ今後ともよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 指摘といいますか、議員の思いというところで受け止めさせていた

だきます。その上で、これまで環境省からご説明がありましたとおり、例えば県道協議であったりとか、未同意の部分であったりとか、そういったところについては一部残っているところがあるというのを議員のご指摘のとおりでございますが、それ以外のところについては可能な限り外縁除染も行っているというところで、その上で線量が下がってきていたという歩行モニタリングの結果を踏まえての今回線拠点の解除という話でございましたので、そういったのも全部含めまして、改めて環境省にこういったご意見があったということを伝えまして、しっかりと線量低減に、ここに限らずこれまでのところも含めまして、線量が高いところについてはフォローアップも含めて低減をするようにということでしっかりと申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 11月30日9時に解除するのは線、県道、町道、点6か所、墓地4か所、公民館2か所、その部分に係る外縁の20メートルなら20メートルで平面図に落として。終わっていないところを環境省に言って落とさせて。県道の右岸、左岸のここだとか。できるところは11月30日まで、今やっているところを一旦中止してそこをやってもらうような段取りも間に合わないわけがないから、こんなに頭で考えるがないのかなと思われるから、ただ小良ヶ浜野上線辺りの国道から入っていた通り、1軒目、左右の人家ある辺までは終わらないかなという記憶があるのだけれども、あと浜街道とかは大体やっているのかなという。その確認、環境省、富岡分室に言ってチェックさせて、平面図にライン引かせて。このほうが早いから。そして、なるべく全部仕上がっていれば最高だから。よろしくお願ひしておきます。

ほかにありますか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。先ほど言った9番議員の関連で申し訳ないのですが、環境省にぜひとも確認をして、強く言っていただきたいのですが、場所が分からないので、ここを見るとこの地域ですよね。この道があるその下の地域書いてある。この地域って基本的に……

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 (午前10時36分)

再 開 (午前10時37分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございました。この地域においては、森林もそうなのですが、森林に関する沢等が多くて、基本的には雨水降ると森林から相当流れてくる。そうすると、せっかくこれから解除しようとして除染する地域がまたその雨水に覆われてしまうと線量高くなったりするので、9番議員が言ったように、環境省に言うときにそれも踏まえた形で除染、解体の計画をしてほしいということをお願いできますかということです。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ありがとうございます。議員からそういうご指摘があったということをしっかりと環境省に伝えまして、それも含めてしっかりと除染をするようにということでお伝えしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 (午前10時38分)

再 開 (午前10時39分)

○議長（高橋 実君） 再開します。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私が一番心配しているのは、例えば今回これで決定したとすれば、この範囲の除染、解体が全て完了しない限り動かせないのか、1年くらいずつ見直しがかけられるのか。1年くらいずつ見直しがかけられるのかなと思って、自分は考えて質問しているつもりなのだけれども、それで大きく違うと思うのです。その辺はどうなのですか。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） これまでの国との事務的なやり取りの中で随時の、例えば年1回とか、その期間での追加が可能だと聞いておりますので、そのように私ども捉えております。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） 少し補足でございます。

この計画の期間自体は、2020年代をかけて、帰還を希望する方の追加の帰還希望があったとしても、こういった帰還希望については追加で入れ込むという想定になっております。ですので、今回第1弾という形になってまいりますけれども、まだ国にここを入れたいのだという内々の調整をしている中ではありますけれども、今の時点でこのぐらいですというところを今日お示ししたところです。ですので、先ほどの相続の問題で入れることができない宅地ですとか、あとは道路、あと農地が全部入れられているわけではないというところですので、今後追加すべきところが出てきます。ただ、変更の手続をどのようにしていくのかというところが国でまだはっきりと決まっていないという状況ですので、この変更の手続については今後国とやり取りをしながら進めていくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。宅地、農地に関しては、帰還希望とか耕作希望が出

てくれればそれは変更できると捉えましたが、一番問題は森林なのかなと思うのです。このピンクの中に入っている森林はどうしても埋めてほしい森林になると思いますので、その辺の変更もできるかどうか。今法律の立てつけで森林は駄目だよということをはっきり言わわれていますので、その辺はどうなのですか。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） 今時点ではっきりとしたことは言えないところではございますけれども、国で残された課題として、帰還意向のない方の土地とか、あるいは山とか、そういったところを国として検討していくとしていますので、検討状況をしっかりと町も確認していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。先ほども言いましたが、町は全域除染を最後までやりますよと言っていますので、その辺の立てつけをきっちり変えていただかないとできないですから、その辺も踏まえて、ぜひまずは最初にピンクの中に挟まっている黒塗りのところをピンクにするという努力方をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 先ほどの説明で新年度から除染作業を開始できるように話を進めますという話ありましたけれども、このピンクの部分が新年度から220ヘクタール弱が除染始まった場合に、おおむね何年くらいかかったら解除できるか、その作業のスパン、こういったものを教えてください。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 意見交換会でもできるだけ早くというお話を聞いて、町長からも一mSvでも多く、できるだけ早くという言葉でその都度お話ししているところでございます。面積から想定ではございますが、2020年代をかけてといいながらも、夜の森地区が390ヘクタールですか、それからいきますと今回200ヘクタール弱ということなもので、夜の森が5年で大体終わったと想定すると、フォローアップも含めても3年ぐらいあればどうにかいけるのではないかとは思っているところでございます。ただ、今回こちらについては、人的な対応からすればそのぐらいなのでしょうけれども、我々が次臨まなくてはいけないのはそれに係る経費だと思います。そちらも含めて国の財政からちゃんと出していただいて、3年ぐらいで終われるように頑張っていかなくてはいけない。あと、環境省にも頑張っていっていただきたい。あと、町としましては、インフラということで、ここに係る下水道ですか、集落排水もそれに向けて、これから調査はかけるものの、現在分かっている段階からして、プラス若干あったとして、3年ぐらいあればおおむねの復旧はできるのではないかというところで我々も町の事業としても考えているところでありますので、およそのことでございますが、あくまで

も面積からの推測ということでご理解いただければと思います。実際にこれから聞いてみないと分からないところがありますが、想定としてはそのぐらいかなという、町長は一日でも早くという言葉を何回も言わわれていますので、その辺目指していきたいなとは思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） 少し補足をさせていただきたいと思います。

竹原副町長申し上げましたところは町側の最速の願望というところで、具体的には環境省と内閣府とよくその工程を詰める必要があると思っております。また、この地域、帰還困難区域だったというところで、線量についてもほかの地域よりは比較的高めというところもありますので、除染ガイドラインに基づいてしっかりと除染をしていただくというところがありますけれども、この除染のやり方がさらに丁寧にやる必要があるのではないかとか、その辺不確定要素もありますので、解除についてはこれまでと同様に除染検証委員会等々でしっかりと検証していただきて、その後にというところになりますので、どのぐらいで除染が終わるのか、解除できるのかというところは今時点では少し難しいということで、町民の地域住民の皆様も一番聞きたいところとは思いますけれども、現時点ではつきりとお答えすることが難しいというところであります。町としての最短でなければという事業計画については持っていきたいというところでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今ほど竹原副町長、高野副町長からありましたとおりでございます。これはあくまでも我々の、町としての願望とすれば一日でも早く、一mSvでも多く除染して解除に向かっていきたいとは思っておりますが、これは何しろ環境省、それから国の財政というところもありますので、ここで何年、いつまでにというお答えはできないかなと考えているところであります。その辺ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 閣内不一致ではないけれども、ブレーキとアクセルを見させてもらったような感じで、何ともこちらも判断するのに。ただ、これを読ませてもらうと、2020年代だから、あと7年の間にやればいいと、そういうふうに読み取れるので、急いでやってもらうにこしたことはないけれども、やはり町としてはこのピンクのところをきっちりやってくださいというのと、新たに帰還したいという人を増やして、ピンクを増やしていくという作業と2つ入ってくるのかなと思うのです。だから、結局それを総合して2020年代にはと、夜の森地区の例を出して390ヘクタールが大体5年かかったと。これも増えていけば3年が5年になるかもしれないですけれども、これは願望も含めて言わせてください。小良ヶ浜、深谷地区の中には、例えば消防署から真っすぐ東、海に行った道路沿い、あの道路沿いというのは民家はないのです。ガス組合だったり、事業所はあります。除染に優先順位

をつけてもらって、例えば帰りたいという80世帯かな、例えばこの人たちは優先順位を早く除染してもらうとか、あとは例えば人が住まないけれども、事業を再開したいのだというところがあれば、6号線で解除になる前からガソリンスタンドを再開したなんていう前例もありますから、正式な解除を待たず事業が再開できるようなやり方がないかどうか、こういうものも含めて町の願望として、なぜかというとこの近くに第2産業団地、こういったものを計画するということであれば、先発して事業所が関連して出てきたいなんていうところがあれば、資材置場だったら福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所の解体の資材置場だったり、いろいろ使い道あるわけだから、人が住まないのであればその使用を認めるとか、そういうようなのがあってもいいのかなと思うので、これはあくまでも国に対してこういうことできないかという町の願望として挙げてもらうことができるかどうか、その辺考えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどのご質問でございますが、11月1日改正によりまして、原子力災害対策本部、それから被災者生活支援チームによって帰還困難区域における活動についてというものが11月1日に改正されました。これに基づけばの話ですが、特定帰還居住区域に設定された後に事業展開は可能だと。手続は当然必要です。一時立入り関係の手続が必要ですが、事業展開は可能だという部分は示されておりますので、今ほど出た部分についてはほぼほぼ解決しながらも、しっかりと事業が展開できるように町としても取り組んでまいりたいと考えてございます。改正した上でございますので、今のところは概要はそのような形であります、事業は展開できるというものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 補足ある。なかつたら、7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の課長の説明の中で、11月1日改正で、その縛りというのかな、こういう事業はいいけれども、こういう事業は駄目だとか、それはありますか。

○議長（高橋 実君） 課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 帰還困難区域における活動についてということで2つあります。まず、区域において、今回の計画に含まれる区域とそれ以外という形であります。区域に認められた部分については事業に制限はございません。こちらは特段事業制限なく、どの業種においても事業展開できるというものであります。ただし、当然のことながらまだ帰還困難区域という位置づけでありますので、宿泊関係とか、それはNGですがという話でありますけれども、この区域の中であれば集客事業等々も実施は可能だという話は伺っております。一方で区域、このピンク以外という形になると多少なり制限はございますが、こちらも手続次第で事業展開できるという部分も多少なりありますので、そちらについてはその事業を一つ一つ確認しながら、町で受付し、また原災本部にも確認を取っていくという流れになっていくかと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 2点ほど確認したいのですけれども、増やしていくという方向で考えていつたときに、特定復興再生拠点区域のときには、当初建物解体と敷地の除染は同時になければと、二者択一で我々に迫ってきていたわけですけれども、最終的にはそれが崩れて、こちらの居住制限地域のときのような形で、まず宅地の除染もあって、その後に住宅の解体があるというような形式があったのですけれども、今回この特定帰還居住区域の除染と、除染でやる解体の立てつけはどういうスキームで進んでいくのかということを教えてください。

それから、先ほど県道と浜街道というのがあったのですけれども、これ現実に今大枠で浜街道が出ているところが全部ピンクにはなっていないと思うのですけれども、この辺実際に浜街道を造っていくとすれば、測量とか、いろんな形で人が入っていかなければいけないのですけれども、そういうようなインフラの整備に伴った状態で、その周辺を除染の対象に入れしていくというような可能性はないのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ただいま除染と解体のスキーム、立てつけについてというご質問がございました。この点については、まだ現在計画を策定をするという段階ですので、その点について打合せを行っているものではございませんが、これまでどおりの形で進んでいくと思っておりますので、なお確認をしていきたいと思っております。確認でき次第、またご報告をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） 県道整備事業につきましては、県で計画していることを承知しております。本日の資料では、まだ区域の案として示すことができおりません。今後の協議には県も入っていただくことを予定してございますので、区域に入れ込んで計画を申請できるように、国と県との調整を図ってまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今現在まだ県の意向が入っていないということなので、ぜひともこのピンクをもっと増やして、深谷、小良ヶ浜全体がやっぱり本来ならば同時に避難指示解除がきて、帰還困難区域が町からなくなっていくというのが、それが2020年代を待つではなくて、どんどん早い時期に帰還困難区域がなくなっていくほうが富岡町の発展のためには必要かなと思っていますので、県とも協力して、よろしくお願ひします。

あと、除染のスキームは、まだエリアを出すからということで、話合いしていないということなのですけれども、既に帰還困難区域を特定復興再生拠点を経験していて、そのときにそういう問題が起

きて、なつかつ隣の土地とかがきれいになったときに、自分のところはいいよって言っている人が、実際に面できれいになつていている土地を見たときに、自分のところだけ草ぼうぼうのままあったりすれば、何かやっぱり違うのかなと、自分のところもやつたほうがいいねという感覚になっていくので、全体が草ぼうぼうのままの中で考えるのと、周りがきれいになってから考えるのでは全然違うので、その辺も含めて1年ごとに追加ということができるのであれば、土地の敷地の除染を先行してどんどん、どんどん先に進めて、線量を下げた段階で、同時にできるところは当然同時に解体していくのですけれども、そういう手法もあるのかなと思うのですけれども、その辺も事前にやっぱり経験済みなので、そういうことも交渉しながら進めていっていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ご指摘ありがとうございます。議員のご指摘のとおりだと思いますので、そういうことを踏まえて、後ほど手戻りがないように、住民の皆さんにもご理解いただけるような形で除染、解体が進むように環境省と交渉してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 企画課はないのか。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。今生活環境課長が話しましたように、議員おっしゃるように見た目も大事です。一人でも帰還意欲が湧くように、見せる除染、それから線量低減措置等を図りつつ、一人でも多くの方に帰還を促してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今のと一部関連なのですけれども、多分6番議員言ったのは、除染したら解体しませんよとかというくくりつけあって大変苦労した部分があるのかなと思うのですが、その後崩れて、除染を先にやって、解体が後で追っかけるというケースもありましたよね。現に深谷地区でも公民館を先に除染しましたから。今解体が始まっています。それはもう可能になったということで私は捉えているのですけれども、もう一回答弁ください。

あと、7番議員、線の解除になった後で事業者とかそういう部分が使えるようになるのかということで、使えるということですが、多分事務所とかそういう部分であれば、町が水道とか下水に関して、法律の立てつけについていけるのかどうか、その辺も聞いておきたいです。お願ひします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 先ほどの敷地除染と解体の関係でございます。集会所につきましては、敷地の除染は行っておりますが、建物の除染は行っていないという、今後解体をするということ

ろでございます。これまで建物の除染をしてしまったところについては解体をしないという立てつけで基本的にはやっておりましたので、その辺りが今後こちらの地区にどういった適用されるのかというところも含めまして、皆様にちゃんとご説明できるような形で確認をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 下水道、水道について間に合うのかというところでございました。こちらにつきましては、来年度から下水道の復旧を計画してございます。水道につきましても同時期ということでやってまいりますが、それが復旧が終わってからということであれば使用が可能だと思います。もしそれよりも前にやりたいということであれば、それは事業者でご用意していただいてという形になります。例えば仮の合併浄化槽を用意するとか、水は自分で持ってくるとか、そういう形になると思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 1問目に関してはそういう理解していますので。建物を除染してからまた解体だというのは多分今回も同じくできないと思いますので。夜の森地区が始まった頃は、敷地の除染したら建物の解体はやりませんよという話だった。だから、除染したから、どうのこうのではなかつたと思います。今回は深谷地区の公民館は敷地の除染をやって、建物は除染しないで解体したという、そういうふうで進めるのだと思います、私も。

あと、水道と下水に関しては全くごもっともな話で、町が追いついてこれない部分は自前で用意してくださいよ。そういうことではなくて、ついていけるのですかという質問したのですから、法律の立てつけには若干ついていけない部分があるということでいいですよね。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議員おっしゃるとおりでございます。そこまでのスピード感というのはまだないというところでございますので、ご理解のほどいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） ないの。なかつたら。

○副議長（堀本典明君） 議長、どうぞ。

○議長（高橋 実君） この中抜けしている森林、森林の立てつけは十二分に分かっているけれども、やらせる手法の中で、この森林の敷地の中に用排水路、三面水路でも土側溝でも入っているのか、入っていないのかまず調べておいてもらいたい。何故か。ここを通って下流域に、行く行くは農地に引っ張るとすれば、除染していないところの水路の用排水を使う人はいないでしょう。それで、2メー

トル、2メートルってばかなことは国も言わないと思うのだけれども、実例があるから、富岡町の中には。その確認をしてもらいたいし、町ではそういうことをどういうふうに考えているのか。あるとすればだよ。

あともう一つは、今現在仮置場として国に貸している農地関係の部分、2020年代に工事が終わったとしても、2020年代に農地の復旧ができるのか、できないのか。ましてや下流域に森林やらないというところがあるのだったらば、やっていてもらって当たり前だし、ここら辺はよく法律ぎりぎりに国に抜けていました、分かりましたって言ってもらえるようなことを考えてもらいたいというお願ひだけしておきます。以上です。答弁は要りません。

ほかにありませんか。5番議員、ない。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 一番気になっているのは、私たち最初に解除していただいて、今とっても思うことは、除染の仕方というか、土を剥ぎ取って入れるものが、今現在うちの周りでもやっていただいたのだけれども、ごろごろ石がいっぱいあって、何か野菜作りたいなと思っても作れなくなってしまっているのも現状だし、前の田んぼも近所の方も結構石入れられてしまって、何回もやり直ししていた現実もあったので、やはり住んでいただけるには前のように、野菜もできるようなきちんとした除染をやってほしいのです。最初にやったところでよくなかったことをまた同じようなことはさせないようにしていただきたいなというのは感じています。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ご指摘ありがとうございます。そういったご指摘、これまで皆さんからご意見としてあった内容だとは認識しておりますが、改めてそういったご指摘があったことをしっかりと伝えまして、同じようなことを失敗しないようにということで改めて申入れをしたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） よろしいですか。ほかにありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたしますが、議員の皆さん、年に1回の修正はあるみたいなので、取りあえず今日手元に配付されているこの用紙で了解できますか。いいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしということで、町長、答弁にも出ていたように、1年に1回見直しがあるのだったら、ちゃんとバックデータをしっかりした状態で、どの省庁であろうが、大臣であろうが全面に自分から出てやらせるようにひとつ私からもよろしくお願ひしておきます。

ということで、取りあえずこれで進めてもらって議会はいいということですので。ただし、いろんな人からフリーでも質問あった内容をもう一回早急に精査して、早めに対応できるものは対応してもらって、小良ヶ浜、深谷地区の町民の人たちが一日でも早く安全に、安心に戻れるように、議会も執

行部も一丸となって国に働きかけるようによろしくお願ひしておきます。

以上をもちまして付議事件1、帰還困難区域の再生に向けた取組についてを終わります。

町長。

○町長（山本育男君） 本日議員の皆様からいただいたご意見、先ほど議長からのご意見もありましたが、それから今回の区域案につきましては、皆様からご理解いただいたということで捉えました。今後におきましても、本日いただいた意見を踏まえまして国との協議を続けてまいりますので、これは強力に国と協議をしていきたいと思っています。引き続きのご支援とご指導をよろしくお願ひいたします。

また、町といたしましては、小良ヶ浜地区と深谷地区には多くの帰還を希望される方々がおりますので、来年度早々の除染着手に向け、速やかに国への計画の提出を目指してまいりたいと思っております。つきましては、本日同様の今時点の区域設定の考え方や国との協議状況について地域の皆様にご説明するため、12月下旬に第4回目意見交換会を開催し、意見交換会の結果について議会の皆様にも報告した後に、1月中を目標として国に計画を提出してまいりたいと。引き続き小良ヶ浜地区及び深谷地区の地域の皆様のふるさとへの帰還を一日でも早く実現するため、特定帰還居住区域復興再生計画の作成作業を進めてまいりますので、議会のお力添えをよろしくお願ひいたしたいと思います。本日はどうもありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 次に、その他に入ります。

執行部から何かありますか。

議員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

閉会 (午前11時12分)